



学生が「働きたい」と感じる福祉施設とは

静岡福祉大学 社会福祉学部健康福祉学科 教授

木下寿恵（きのした としえ）

略歴

- ・介護福祉士、パラスポーツ指導員初級、人間福祉修士
- ・旧身体障害者療護施設や障害者支援施設で、生活支援員として従事
- ・日本福祉大学中央福祉専門学校、愛知新城大谷短期大学、名古屋保育・福祉専門学校、名古屋経営短期大学で専任講師。2014年4月から静岡福祉大学 社会福祉学部健康福祉学科専任講師、2022年4月より現職
- ・主な社会活動：焼津市障害者自立支援ネットワーク会長、焼津市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進会議委員、静岡市障害者自立支援協議会地域移行支援部会委員など。その他、静岡市移動支援従事者養成研修（令和3・4・5年度）、重症心身障害児（者）対応支援従事者養成研修（令和元・5年度）、県内の障害者支援施設における職員研修などで講師。
- ・近著：『最新・はじめて学社会福祉② 介護概論』（ミネルヴァ書房、2023年）

本学の学部編成と取得可能な資格

- ・「社会福祉学部」と「子ども学部」の2学部
 - ・社会福祉学部
 - 福祉心理学科：社会福祉士、精神保健福祉士、認定心理士
 - 健康福祉学科：社会福祉士、介護福祉士、健康運動実践指導者
 - パラスポーツ指導員（初級・中級）、食生活アドバイザーや一等

・子ども学部

子ども学科：保育士、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状等

本学社会福祉学部における就職状況

		2021年度	2022年度	2023年度	2021～2023年度 合計		全体比
医療・福祉分野	総合(高齢・障害・児童等)	8	7	3	18	5	84%
	高齢者関係	30	57	25	112	36	36%
	障がい者関係	10	14	7	31	10	06%
	知的障がい者関係	0	0	0	0	0	00%
	精神障がい者関係	3	1	1	5	1	62%
	その他	0	0	0	0	0	00%
	医療機関	8	7	6	21	6	81%
	児童関係	7	6	21	34	11	03%
	保育	1	0	0	1	0	32%
	社会福祉協議会	4	3	3	10	3	25%
企業		0	0	0	0	0	00%
一般企業		36	19	21	76	24	68%
	合計	107	114	87	308		

「障がい者関係」「精神障がい者関係」は、就職している

本学の学生の傾向から考える 学生が「働きたい」と感じる福祉施設とは

本学の学生の傾向	学生が「働きたい」と感じるポイント
<u>奨学金(貸与が多数)を受けながら学んでいる学生が多い</u> → 卒業後何十年も、返済し続けなければならぬ、生活費はできるだけ節約したい	<u>自宅から通勤できる福利厚生が充実している</u> ・独自の奨学金制度 学生時代から支給し自施設に就職し一定年数働くと返済不要 ・職員休憩室の整備
<u>プライベートも大切にしたい</u>	<u>残業がなく、休みもしつかりと取れる</u> ・勤務時間内で仕事を終えられる ・希望休を取得しやすい

本学の学生の傾向から考える 学生が「働きたい」と感じる福祉施設とは

本学の学生の傾向	学生が「働きたい」と感じるポイント
<u>叱られることに慣れていないとできれば失敗はしたくない</u>	<u>就職後のキャリアアップ支援が充実している</u> ・段階的な施設内での研修制度 ・キャリアパス制度の「見える化」 ・一人ひとりのペースに合わせた教育期間の設定 夜勤の独り立ちまで1年弱も… きめの細かなフォローアップ面談
→ 就職してからの研修が充実しているところがよい、自信のないまま夜勤はしたくない → 実習などで経験したことのある分野・施設であれば、安心する	

「働きたい」と感じる福祉施設になるために

1. 現在の業務内容を再確認し、効率化を図る

- 施設内の環境を再チェックし、「ムリ・ムダ・ムラ」を省く
 - ふだんの支援内容を再チェックし、「不適切な支援」の種をなくしていく
- 職員への過度な負担が、「不適切な支援」につながっている場合もある。

2. 新人職員の教育・研修プログラムを整備する

働き始める人が安心して働けるということは、そこで長く働いてくれることにつながる。職員が新人への教育力を養っていくためには、実習の受け入れは大変有効である。

障がい児・者分野職員の取得資格状況

	障害児入所施設	児童発達支援センター	日中活動事業所	障害者支援施設	合計
介護福祉士	581	107	5,445	12,372	18,505
社会福祉士	332	200	2,350	3,528	6,410
精神保健福祉士	71	30	574	858	1,533
保育士	1,245	1,432	1,816	4,534	9,027
知的障害援助専門員	42	10	410	784	1,246
知的障害福祉士	12	3	56	104	175
介護職員初任者研修修了	140	48	3,036	3,988	7,212
その他	78	158	736	1,307	2,279
直接支援職員実数	3,410	2,267	25,525	44,340	75,542

引用文献：「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士就労状況調査(令和2年度)結果報告書」

pp.23~24、公益財團法人社会福祉振興 試験センター

介護福祉士養成教育における実習について

		実習施設・事業等(Ⅰ)	実習施設・事業等(Ⅱ)
区分	利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、介護技術の確認等を行うことにより重点を置いた実習施設	一つの施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置いた実習施設	
基準	厚生労働大臣が別に定めるものであつて、介護保険法その他の関係法令に基づく職員の配置に係る要件を満たすものであること ＊例えば、障がい児者施設であれば… 福祉型障害児入所施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、 障害福祉サービス事業所	左記「実習施設・事業等(Ⅰ)」と同様 ・介護職員(常勤の介護職員)に占める介護福祉士の比率が3割以上であること ・介護サービス提供のためのマニュアル等や介護過程に関する諸記録が整備されていること ・介護職員に対する教育・研修等が計画的に実施されていること ・介護実習に係る時間数の3分の1以上を実習施設・事業(Ⅱ)での実習に当てること ＊介護福祉士の実習時間数は 450時間 →実習施設・事業(Ⅱ)での実習は 150時間以上	
実習指導者	介護福祉士の資格を有する者又は3年以上介護業務に従事した経験のある者	介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、実習指導者を養成する講習会として厚生労働大臣に届けられた実習講習会を修了した者。 その他そのものに準ずる者として個性労働大臣が別に定める者	



ご清聴いただき、ありがとうございました